

議案第7号

かすみがうら市農村公園設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

かすみがうら市農村公園設置及び管理に関する条例を廃止する条例を次のとおり制定する。

令和2年3月3日提出

かすみがうら市長 坪井 透

かすみがうら市農村公園設置及び管理に関する条例を廃止する条例

かすみがうら市農村公園設置及び管理に関する条例（平成17年かすみがうら市条例第115号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
（かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例の一部改正）
- 2 かすみがうら市公共施設の暴力団等排除に関する条例（平成19年かすみがうら市条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表中第13号を削り、第14号を第13号とし、第15号から第36号までを1号ずつ繰り上げる。